

## 論文要旨

医療関係従事者による不正や犯罪等がしばしば問題になり、これが報道されることによって、医療全般に対する国民からの厳しい視線にさらされることがある。ここでは、3件の事案を挙げて、医療関係従事者による良心とは何かを考えてみたい。まず、1件目は、いわゆるノバルティス事件であり、同社社員による実験データの提造事件で薬事法違反事件である。2件目は、いわゆるマジンドール事件であり、医師による無診察でのマジンドール投与事件で医師法違反事件である。3件目は、いわゆる筋弛緩剤事件であり、准看護師による殺人事件である。それらの事件がなぜ引き起こされたか分析するに、そこにはリスク・ファクターとプロテクティブ・ファクターがあり、それぞれの要素としては様々なものが認められたが、結局のところ、前者の強い影響により、上記各犯罪に至っている。そこで、その防止策として、何が効果的であるのか検討するに、臨床研究法の成立による癒着の切断が一定の効果をもたらすものと思われるが、やはり教育しか効果的な方法はなく、学生に対する教育を基礎とし、卒業後も同様に実施するなどの継続的な倫理教育が必要である。さらに、裁判科学の分野における鑑定等においては、鑑定人たる研究者等の良心に関し、その実験経過を録画等により適正になされていることを客観的に担保する方策等を採用することが、研究者等の良心の維持・向上のために望ましいと考える。